

【ライトプラン特約】

1. 契約成立日

ライトプランの契約成立日は、以下のとおりとします。

(1) 新規契約の場合

アカウント発行の通知がされた日

(2) 旧加盟プランからの移行又は販促プランの変更の場合

申込日又は変更日の翌月 1 日

2. 契約期間

契約は契約成立日から有効とし、ライトプランの料金発生日より 1 年間とします。但し、契約期間満了日の 1 か月前までに、一方当事者から他方当事者に対して本契約を更新しない旨の通知がなされた場合を除き、同一条件にて 1 年間自動的に更新され、以降も同様とします。なお、各種サービスの利用条件において契約期間の定めがある場合であってもライトプランの契約期間に準じるものとします。

3. ライトプランの料金

ライトプランに付帯する各種サービスの料金はライトプランの料金に含まれており、付帯するサービス毎の料金は発生しません。

4. ライトプランの料金発生日

(1) 新規契約の場合

アカウント発行の通知がされた日の 1 か月後の応当日

(2) 旧加盟プランからの移行又は販促プランの変更の場合

申込日又は変更日の翌月 1 日

5. 違約金

ライトプランの最低利用期間は、料金発生日より 6 か月間とします。

料金発生日から起算して 6 か月以内にプランの解約又はスタートプランへのプランダウンを行った場合は、別表に定める基準額から控除額を差し引いた金額(違約金)をお支払いいただきます。以下に該当する場合、違約金は発生しません。

・ライトプランからベーシックプランに変更する場合

・ライトプランからベーシックプランに変更後、ライトプランの料金発生日から通算で 6 か月を超えたのちに解約する場合

なお、ライトプランに付帯する各種サービスの利用条件において違約金条項の定めがある場合であっても当該違約金条項は適用されず、本特約にて定める違約金が発生します。

【別表】

基準額	控除額
ライトプランの 6 ヶ月分の本サービス料	利用者が本サービスを利用した期間に相当する本サービス料

以上

制定日 2021年9月1日

改定日 2022年2月16日